

司法院釈字第 559 号（2003 年 5 月 2 日）\*

争 点

家庭暴力防治法が非金錢給付の保護令に対し執行手続の授權規定を定めるのは違憲か。

（家暴法對非金錢給付保護令執行之程序授權規定違憲？）

キーワード

授權、命令、家庭暴力、保護令、強制執行

**解釈文：**法治国家の基本原則の基づき、人身自由の制限に関わるすべての事項は、法律を以ってこれを定めるべきである。それが財産権に関わる場合は、その制限の程度により、法律または法律による明確な授權を有する命令を以ってこれを規範とすることができます。ただし、法律自体がもしも既に人身の処置を明文にて規定している場合には、法律による具体的、明確な授權を以って主務官庁に対しこれを執行する権限を委ねることができないとすることはあり得ないはずである。主務官庁が

法律の包括的な授權により発する命令が、もしも單なる細部的、技術的なものに属する副次的な事項であるならば、法律において許されないものではないはずである。家庭暴力防治法第二十条第一項は、保護令の執行機関及び金錢給付保護令の強制執行手続を規定しているが、警察機關の非金錢給付保護令を執行する手續及び方法に関してはまだ規定しておらず、単に同法第五二条を以ての包括的な授權：「警察機關による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則（＝弁法）は中央

---

\*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

主務官庁によりこれを定める」としているが、たとえそれが憲法に抵触することにならなくとも、警察機関による前掲した保護令の執行にあたって適用することができる手続及び方法に関するすべてがまだ規定されてないのみならず、なおかつ外局規則の内容に対しても具体的、明確な授権がなされていない。保護令が人身の処置または財産の強制執行に関わるものである以上（家庭暴力防治法第十三条及び第十五条を参照）、前掲した解釈の趣旨を鑑みて、状況を区別するうえで法律または法律による具体的、明確な授権ある命令を以ってこれを定めるべきであり、関係官庁は憲法における人民の権利を保障する趣旨に合致させるべく、関係法律を速やかに改正すべきである。

行政執行法の執行機関については、金銭給付が法務部（＝法務省）行政執行署所属の行政執行処による執行とする外は、その性質により原処分機関または事件の管轄機関がその他の事件を別々に取り扱うべきである（行政執行法第

四条を参照）。上述した家庭暴力防治法の規定により、警察機関は金銭給付以外の保護令を執行する責務があり、ならびにその具体的事件の執行に適用すべき手続に関しては、法律においてまだ前掲した解釈による改正がなされていない以前の、警察機関が保護令を執行する際の行政執行法が規定する手続を準用し、または各種の適切な執行方法を探ることができる。

**解釈理由書：**法治国家の基本原則の基づき、人身自由の制限に関わるすべての事項は、法律を以ってこれを定めるべきである。それが財産権に関わる場合は、その制限の程度により、法律または法律による明確な授権を有する命令を以ってこれを規範とすることができる。ただし、法律自体がもしも既に人身の処置を明文にて規定している場合には、法律による具体的、明確な授権を以って主務官庁に対しこれを執行する権限を委ねることができないとすることは有り得ないはずである。主務官庁が法律の包括的な授権により発する命令が、もしも単なる細部的、

技術的なものに属する副次的な事項であるならば、法律において許されないものではないはずである。これについては、本院（＝司法院）にて解釈されたことがある。こうして、家庭暴力防治法第五二条は、「警察機関による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則（＝弁法）は中央主務官庁によりこれを定める」と規定しているが、ここではまだ憲法に抵触するような問題が生じていない。主務官庁の内政部（＝内務省）が家庭暴力防治法の前掲した授権により、中華民国八八（1999）年六月二二日に発した警察機関による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則は、その内容が立法機関の授権趣旨に反しているものではなく、当該外局規則第十九条第一、二項は、「警察機関は保護令により未成年の子の引渡しを執行する際に、被害者とその相手方の意見を酌量し、引渡しの時間と場所及び方式を決定することができる。」「前項の執行にあたり困難に遭い引き渡しが遂行できない場合には、執行状況を記録すると

ともに、保護令を発した原裁判所に報告しなければならない。」と規定することは、かかる執行の裁判所が発した保護令に対する細部的事項であり、違法と言えないはずである。

家庭暴力防止法が称する民事保護令は、裁判所が家庭暴力を防止・治療するために、被害者及びその未成年の子またはその他の特定な家族構成員を保護することに基づき、請求または職権により家庭暴力を実施する者に対して発するものである。同法第二十条第一項は、「保護令の執行は、警察機関によりこれをなす。ただし、金銭給付の保護令に関しては、執行の名義として、裁判所に強制執行を申し立てができる。」としているが、ただ保護令の執行機関、金銭給付保護令の執行手続が規定されているだけである。また同法五十二条は金銭給付事件に関連せぬ執行方法の定立を授権しているが、警察機関による前掲した保護令の執行にあたって適用することができる手續及び方法に関するすべてが規定されていないのみ

ならず、なおかつ外局規則の内容に関するても具体的、明確な授権がなされていない。保護令が人身の処置または財産の強制執行に関するものである以上（家庭暴力防治法第十三条及び第十五条を参照）、前掲した解釈の趣旨を鑑みて、状況を区別するうえで法律または法律による具体的、明確な授権がある命令を以ってこれを定めるべきであり、関係官庁は憲法における人民の権利を保障する趣旨に合致させるために、例えば家庭暴力防治法の中に、非金銭給付の保護令につき、その執行機関及び執行手続が依拠するのは行政執行法かまたは強制執行法であるかを明白に定め、もしも執行方法の定立が授権される場合は、作為及び不作為の義務の執行等につき、前掲した規定を如何に準用するかを細部に及んで規定しなければならない。

行政執行法の執行機関については、金銭給付が法務部（＝法務省）行政執行署所属の行政執行処による執行とする外は、その性質により原処分機関または事件の管

轄機関がその他の事件を別々に取り扱うべきである（行政執行法第四条を参照）。本来、各裁判所による裁判の執行は、当該事件を管轄する地方裁判所が強制執行法によりこれをなすことを原則としているが、もしも法律に特別な規定がある場合は行政機関に対し行政執行法によりこれを執行することを委ねることもできる（行政訴訟法第三〇六条第一項及び第二項を参照）。よってこうした場合には、執行の権限を有する行政機関は、前掲した行政執行法第四条が称する当該事件を管轄する機関にも属することとなる。上述した家庭暴力防治法の規定により、警察機関はまた金銭給付以外の保護令を執行する責務があり、ならびにその具体的事件の執行に適用すべき手続に関しては、法律においてまだ前掲した解釈による改正がなされてない以前の、警察機関が保護令を執行する際の行政執行法が規定する手続を準用し、または各種の適切な執行方法を探ることができる。